二　効果促進事業 事業計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、右の事業等（関連社会資本整備事業を除く。）と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。） イ　事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等 ロ　交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等 ハ　レクリエーションに関する施設の整備事業	第八号に該当する事業等 動物収容・譲渡対策施設整備事業 長距離自然歩道整備事業（国立公園及び国定公園の区域内を除く。） 国定公園において行われる施設の整備事業 生物多様性保全回復整備に関する事業（生物の多様性の保全上重要と認められる地域における、生物の多様性の保全・回復を図るための保全施設及び生息空間の整備）

○内閣府財務省告示第四号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件（平成二十年内閣府財務省告示第五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳

第一号7を次のように改める。

7　国際物流拠点産業集積地域（沖振法第四十二条第一項に規定する国際物流拠点産業集積地域をいう。以下同じ。）等特定地域への企業立地の促進及び同地域内における事業の円滑化を図るために必要な次に掲げる資金

(1)　国際物流拠点産業集積地域内において、国際物流拠点産業を営む者が、当該事業を行うために必要な施設、設備の設置又は整備に必要な資金（以下「設備資金」という。）

(2)　産業高度化・事業革新促進地域（沖振法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域をいう。）において、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者が、当該事業を行うために必要な設備資金

第一号11中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同号11に次のように加える。

(3)　駐留軍用地跡地関係市町村において、延床面積が五千㎡以上の建築物の整備事業（五千㎡以上の建築物の一部を取得するものを含む。）

第一号に次のように加える。

12　沖縄において環境対策の促進を図るため、適正な廃棄物処理に資する事業を行う者が当該事業に必要な施設の整備に必要な資金

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　公庫法第十九条第一項第一号ロの資金

平成三十四年三月三十一日までに、前号1から12までに掲げる事業を行う者であって、次のいずれかに該当するものが、当該事業を円滑に遂行するために必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ又は物品の購入等に必要な資金

(1)　社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれのあること

(2)　一定の事業改善計画等に基づき一般の金融機関と協調して支援するものであること

○内閣府財務省告示第五号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳

第一号17を同号18とし、同号16中「17に該当する者」を「18に該当する者」に改め、同号16を同号17とし、同号11から同号15までを1ずつ繰り下げ、同号10中「バス・タクシー交通における高齢者・身体障害者等対応施設の整備」を「地上放送のデジタル化により発生した不要施設の安全確保の観点からの撤去」に改め、同号10(1)を次のように改める。

(1)　放送事業者及び共聴施設管理者

第一号10を同号11とし、同号9を同号10とし、同号8の次に次のように加える。

9　「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用又は適用予定の者に対する資金であって、中小企業の会計に準拠した期中管理の定着、金融機関への説明力向上及び中小企業と金融機関との長期安定的なリレーション構築の促進を図るためのもの

第二号1を次のように改める。

1　国際物流拠点産業集積地域（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下「沖振法」という。）第四十二条第一項に規定する国際物流拠点産業集積地域をいう。以下同じ。）等特定地域への企業立地の促進及び同地域内における事業の円滑化を図るために必要な次に掲げる資金

(1)　国際物流拠点産業集積地域内において、国際物流拠点産業を営む者が、当該事業を行うために必要な資金

(2)　産業高度化・事業革新促進地域（沖振法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進事業を営む者が、当該事業を行うために必要な資金

第二号3(1)オ中「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下「沖振法」という。）」を「沖振法」に改める。

○総務省告示第百五十五号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十一項の規定に基づき、平成二十四年度地方債同意等基準を次のように定めたので、同項の規定により公表する。

平成二十四年四月六日

総務大臣　川端　達夫

第一　総括的事項

地方債同意等基準の策定方針等

1　地方債同意等基準は、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第5条の3第11項に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正・透明性の確保を図る観点から、定めるものとする。

2　平成24年度の地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）は、平成24年度地方債計画の事業別計画額を基準として行うものとする。

また、地方債の資金に関しては、公的資金は民間資金の補完であることを基本とし、各資金及び事業の性格、事業量、地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行うものとする。